

高額介護合算療養費および高額医療合算介護サービス費の支給誤りについて

滋賀県国民健康保険団体連合会

滋賀県国民健康保険団体連合会（以下「本会」という。）が滋賀県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）および県内市町より受託しております後期高齢者医療の高額医療・高額介護合算制度に係る支給額の算定業務および市町介護保険分の再計算処理業務におけるシステム運用の誤りにより、高額介護合算療養費および高額医療合算介護サービス費の支給において、次のとおり過払いおよび過少払いが生じ、一部の被保険者の皆さま並びに関係者の皆さまにご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

1. 支給誤りの内容

① 自己負担額算定誤り

後期高齢者医療の被保険者で福祉医療費受給券等をお持ちの方についての高額療養費の福祉医療累積登録処理が漏れたため、高額介護合算計算処理において計算上の自己負担額が誤って計上され、高額介護合算療養費（後期高齢者医療分）および高額医療合算介護サービス費（市町介護保険分）において過払いまたは過少払いが発生しました。

	影響世帯数	人数	高額介護合算療養費 （後期高齢者医療分）	高額医療合算介護サービス費 （市町介護保険分）
過払い	251 世帯	317 人	89,914 円	660,287 円
過少払い	4 世帯	5 人	42 円	702 円

② 低所得者 I 複数世帯の再計算処理誤り

低所得者 I 区分で介護保険サービス利用者が複数おられる世帯の場合、負担限度額が 31 万円再計算されるべきところが、再計算処理が漏れたため、低所得者 I 区分で介護保険サービス利用者が一人世帯の負担限度額の 19 万円で算定され、高額医療合算介護サービス費（市町介護保険分）において過払いが発生しました。

	影響世帯数	人数	高額医療合算介護サービス費（市町介護保険分）
過払い	54 世帯	108 人	3,790,027 円

※上記①②双方に重複している世帯と人員は、5 世帯 9 人です。表中では双方で計上しています。

※全体として過払いは 4 1 6 人、過少払いは 5 人です。

2. 該当者

① 自己負担額算定誤り

後期高齢者医療の被保険者で平成27年6月から10月に高額介護合算療養費および高額医療合算介護サービス費の給付を受けられた方のうち、福祉医療費受給券等をお持ちの方で、主に平成26年2月に医療機関に受診された方。

② 低所得者Ⅰ複数世帯の再計算処理誤り

低所得者Ⅰ区分の後期高齢者医療の被保険者で介護保険サービス利用者が複数おられる世帯の方のうち、主に平成27年8月および平成24年8月に高額医療合算介護サービス費を受給された方。

3. 今後の対応

過少払いとなっている高額介護合算療養費および高額医療合算介護サービス費については、広域連合および市町から被保険者に追加支給されます。また、過払い被保険者については、12月下旬以降に書面または訪問によりお詫びとご返納のお願いをいたします。

【お問い合わせコールセンター】

(電話番号) 0120-035-552 (フリーダイヤル)

(受付時間) 年内は 平日 午前9時から午後8時、

土日祝日年末 午前9時から午後5時

なお、1月以降は 平日 午前9時から午後5時 (土日祝日、年始除く)

(呼 称) 「高額医療・高額介護合算療養費コールセンター」です。

※なお、本コールセンターは平成27年12月18日より開設しております。

4. 再発防止策

本会といたしましては、①システム運用のチェック機能の強化、②処理結果確認リストの作成、③確認リストによる複数人での点検、④毎朝会議による前日システム操作内容の確認等のチェック体制を強化するなど、再発防止に向け取り組んでまいります。